古今和歌集

上

へ刹
2264
1

門 別
2264
巻

古今和歌集灌頂傳上

古今集に習事おほしといへども七箇の大事
十箇の大事五種の人丸を大事にする也
一 七箇の大事と云は天地開し時
より未来まで定まりけるはいさなきいさなみも
みことのは国をつくりはしめてみこの御くち
之れとて讃所歌
いさなきいさなみの歌

ありきかなやあいぬりぬにおのこに
いざなみのみことの御事
ありきかなやあいぬりまにはおのこに
一 日本そもいざなぎの御えんここのまくもつえ
所まれたるよ 伊弉諾の國おのごろの御事なり
おのごろとはその伊弉諾嶋なり
こころのまくせつとは男女のおこつ事をいふなり

第二 父母の天より生てしけし 天地ともちて天かく
ありこりて父き義なり
第三 ちちや母の神代の事ちちもや母かておはしまし
世の義をふきしも二実の義をいひて神代
の事をいふ 一切の神は母の胎内にやどり生じ
生まるに衆生の胎内には八葉の白蓮あり
そのうちに十界具百界千如と色を生じて
すなはち其の葉ありけり 此れは一切衆生のすがた
仏はけくさ蓮の花も色すりてまもる也

秡とは云事
無明は本覚の法身也　常住妙覚の蓮台
本来具足三身也　三十七尊住心城
穢をはらふに依て流世の中よりは蓮花も
ありける也
第四　六義口傳の事　別紙にこれをかく所
第五　天の岩戸の事　天の岩戸と云は天にあらね
いつれも真実の義をいかてかしらん所　口傳よるへし
大和国あまのかこ山の中に岩屋ありけるにこち
こかねのとひらとあまの岩戸は此所さてこそ実
かこ山の赤金をほりてかゝ見にいて一つはあまのかこ
山のまさか木を根こしにしてありにしてあしき
岩戸をたて岩戸の口にならへやいかんとせし神
あらかくこやさいわらをとうらして神をかこ
ふりおとしてともれし地の上にあけて好く

一 合生の松の事 契初にも かきしるし候 委細ハ
いとす口傳ふかく もしるし 神武天皇御宇の御代ハ
住吉の御神 天よりくたりをさせ給ひ 暮に此塊
其て翁に人を侍りして みせ其五ヶ一段に下り
つれハいまり是を合生の松にハ いりさてこれ
是ハせつ天皇 住吉に 垂跡まします 此方擁護あり
我見ても ひさしくなりぬ すみよしの
きしの姫まつ いくよへぬらん
此擁護まし 住吉の明神 十四世の孫に定ん

其て垂跡のはしめまいらせ給ふ事
むかしよりの者ハ其了発 みつの御社
はうきまうて祝ひおめてさ
みつかきの社ハ 神武天皇ハ大和国 みつりさいし
給ふよすまし みつかきの宮 それより擁護あり
住吉物語にハ 太上天皇ともハ 聖武天皇とも云に 其ハ御
せい天皇の中に 此国の 住吉の松を めつらしの事に給ふハ
けるなり
一 其七 あふひのはし 日記にも 住吉のはしの事 住
吉ハ いかなりのあれハ よくふ 其て 其人多し

津の国なるの里にハ家しるす浮橋をわたすなれハ
こゝなるにハかの家の様なり此しるしにかよはし
又つの津の国なるの橋と云に横さまなる所なれハ
古へのすさしハ難波人なハ住吉にこもりて此橋
無名ともつくる也そうらにもよりて難波のあまり
口傳にいふとその八橋のあまよりこしぬ大わたりの橋
なりともいふハ津の国なるの里よりわたす故
人たらむ立て淡路かはしかなとすあり宗れハ神よ
いのちのさかれハ大渡よりわたせし内あるせんあり
にありても今にせを岩にてはしこうなるもなりとす

さ世話にハ則て橋渡のはハ江口の長者いろのて
ある名の名をとりてやりの事いはいまたさて寺つ
こゝすなり

一 十箇大事
第一国常立尊のみことの事天地の宗なさきをいふ
混沌と称さるのかたち鶏卵子のこし二つにわかれて
すみたるハ天となりにごれるハ地となりて天地の間に
五行あり木火土金水と名付是天地の肖によりて
そなはり故に此五行を称してこゝに木火自在
和合して一神となり時形あり是国常立尊の尊号也

神なりて空中にあらはれいでて左右の
足手までそなはりしを国さつちのみこと
に神の人の御神となりて眼耳鼻舌身の意
六根とあらはれしをとよくんぬのみこと渡し給ふ
次土金水ハ陰陽の二なり木火土ハ陽なり金水
の二ハ陰なり故ニ一神二神と相対して代をおさめ
神なり然ハ男女ねるひ始り男女のそうりやう
なれとも男女ハまたしいてもゑまといぬさくつき
第七いさなきいさなみ男女にあの二神五代
五代男女の始りなり

第二 天忍穂耳尊 代 百廿二年
第五 天神地神国にあらはれ給ふ事
くにとこたちの尊 国とこたちのみこと 日向国
国さつちの尊 国さつちのみこと 日向国
とよくんぬの尊 とよくんぬのみこと 出羽国
うひちにの尊 すひちにのみこと 河内国
おもたるの尊 すひちにのみこと 大和国
いさなきの尊 かしこねのみこと 尾張国

出雲の社　　かもの大色のみこと　　大和国

国津社の社　　おほなむちのみこと　　大和国

大鳥の社　　かしはのみこと　　泉の国

紀熊野社　　いさなぎのみこと　　紀伊国

白山社　　いさなみのみこと　　加賀国

いすゞの社　　日神　　伊勢国

国かん色の社　　あめよりのひこみこと　　但馬国

かすがの社　　のこかうてこのみこ　　大和国

たうみけの社　　[illegible]　　肥前国

住吉の社　　いさなぎのみこと　　津国

石田の社　　あめひほこのみこと　　但馬国

春日社　　あまつこやねのみこと　　大和国

末社十三類事別紙在之　すさのをのみこと

十三類の字あれ共文字略して　いさな

にほん[illegible]いさなぎ作り伝来て　天照

太神の御時ありて人丸伝ゆきに候

一　日本国を八嶋に分事

一　あはぢ国　　二　同国　　三　阿波国　　四　大和国

五　隠岐国　　六　佐渡国　　七　土佐国　　八　紀伊国

一 日本國の事 日國とも日本國とも名付事 是云々

くわりてしかこまり大日經に云 毘盧遮那者日別名

即是除闇遍照之義也とも又

又のいふは世間の日ハ四州の闇を照せとも四種仏土

をハてらさす 大日の日ハ十方法界をてらし玉ひて合～

うかんる大日本國と申り 昔ハいさなきいさなみ

のみこと天より降り給ふ時 仏法流布の地を求給ふ

天竺の東北のすみにあたりて 海あいりてみへし

二神あやしみて 枝あをもん[illegible]海のすみに大日

の字文ありしを 仏法流布の所なり [illegible]

天の浮橋の上にして 天の逆ほこをさしおろし

かきさくり給ふに 大海のそこにあし山根の[illegible]

日本國にけりて秋國とも名付なり

餅とひきあ[illegible]給ふ時天より王かくまりて[illegible]

そのあくら山をほり 又大なりあも八ありて八[illegible]

一 大すみの國 霧山　二 大和國 [illegible]

三 紀伊國 雲見山　四 伊勢國 石かちか

五 もうまの國 大山　六 すみの國 冨士山

七 加賀國 白山　八 かいの國 [illegible]

[illegible] 八[illegible]

そなたハ八十のあハここをかくまりて諸とまり是を大嶋
此尊とハ其後二神天くたりて日本国を開て
大日如来の下文をもつてハ日本国と名付二神ミたちまう
もいまて一女三男を生みまうて国のあるじ此
まりけれハ第六天の魔王此国を見て国をさまたけまり
なし仏法流布すへき也とて天くだりて此国を
うら魔王申けれハ天照太神魔王のいふをきゝ
めんくるしこにれいいふうて海竜の神のいかにてかくら
らくましく是を魔王にめして再て国さまたけて
ありもまうさく仏法流布すへき也なれは
魔王にいつの神此よりことをかけて日本国を天照太
神に与てまいりけるしるしを神璽とせし
胎蔵界の八葉にかたとりて八人の八乙女金剛界
の五智にかたとりて五人の神楽男を仕へ給ふ事也
の魔王約束をわすれし也仏法をいみきらふ事ハ此ゆへ仏法
と神嫌すれしそ

第六　諸天に十種の名ある事

第一ニ　地蔵菩薩事是に二義あり
一つにハ地蔵と書て内なきかんとふいふハ此にて五月に来る
衆業を受よつかす机に浴し世俗の中にて食物をうけ

いろ婬明とハいはる前生に郭公國の王なりし婬欲
郭公ハ蜀の國の主なりしがいくさにまけて他國へ
流されて蕎麦のきさ沢を思て死たりし霊時鳥と
なりぬるとも不知ぬとなけくなり
二に時鳥とハ時々なけくはるかのまゝ青色
時を告て四月の比なり婬明
三に無常なる所射死天山に住て中有の浮世の道
行ぞ音も無常の如くなる婬明十日経て行く
ごとし
ではないこゝろ也はる色さを以て花ハ深山の

木のほとりの中にすみなれてからのけみなとりて
鶯の初音の物哀れなり万葉にいはく
声て山鳥やほとゝぎす
ほりけれハいとゞ五月雨の比
五にはる前世にハ色を好ミてりて後をなに立ずつかき
のゝてむいをなずなるにありても立ずにくて
とこに思わく立すハはる前時ハ木の花竹の
中にかくれて郭公なくときけハあなたへと
山ハいりさては万よと
なきまゝすおのこ声の変の山色みは
ちかてほころみんなりしとや

六 いもせゐにや　はるさめふりていんらくぬくき
こゑすれあれはきまて みをなすれは万葉に
なるへかいこの中にも詠た
菊ハ笑よそなへ菊ら母よて

七 ますての田かきに若菜
はるのうらのにをもとおさん書に 五月の比
まりて 作田(サクデン) 速(ソク)作(サク)過(クワ)時(シ)不(フ)熟(ジユク)にもなりよ
田ハ田を作てハ早くうきぬ時もあれハ このうらにも
みなりしハ 田子(メコ)なり 田長(メヲサ) 田のおし
万葉にハいへる

いまもくつ田をうゑきもりはらす
ますて田かきをわさなしハよ

八 三月すこゐ 五 六の三月よかきり妹なり

九 あきらくゐ花なり 花さき時ハ死てくとうた
わらつかなり時ハ生あて あをうられなりけんせん
酒にしのんへり

十 雲井ゐにいり
口傳秘密云　昔大國よ定にや小国ありかきよしゆし
もくやうにて 二人あり ゆうきいおとこもくやうハ一さい
ゆうきは十七歳 もくやう十二歳かり ぬらしとなりてありけり
此二人の物月をあいする事絶事なし 月のいてはいまた

ふるきふみのうちをひらき見るにくはしくは星合は
むかしいにしへかはりくて遊子は百にあまり伯陽
百に一あまりし時伯陽死したりしは男あまりかなしさに
守まほりかなしみけれは伯陽うせけるにのそみてあんち
我よりさきに死なは八月の明月の夜はかならすくたり
てあはんとて其後八月の夜は来てあひ給ひしは遊子也
わきあはすして後にはさてたかくはあんちう伯陽へ称しせん
ことはさいかん食をあちらこちらをさためは我にて
切たる時時候ててもしてて天よりむかへ遊子は
道祖神と定さりてさりて男女のちきりをむすふ時たれ
称といふもの称ちり伯陽はあまたさらし織女となる也

七月七日より七夕事は天の帝大毎日わかまの川のあたと
なにてかたり給ふに入て給ふをめくし一切衆生にあたへ
かつ秋の時は天をに行て衣をかさねてかゝり給ふは
ありに七月七日は天の帝大禅法宮に入て衆生の業報を
かなしみたまふあはれとのさまくあそはし給ふは七夕よ
流と也

一 八月十五夜の月の事
秋は月の名を好む時分しりてはれは八月十五夜の月は
秋の気のすみわたり光りかゝやき給ふ事は天の帝のみかと
の天人あまりいさかのて八月十五夜よりも七夕より
もなきわかれは此世の事はせんかんもとはるか

はしめて、言の葉に諸天の光をかゝやかし給ふハ
世の人のこゝろをうこかすゆへ天地をも光耀して
月のひかりのさやけき風情
あまの原秋の夜もすさまし　定家卿の云
くしき月花情さのうへハ
第九　和歌を書事ハ和歌に長く伝へさしるも
実義の和歌の詞に書ものゝひかりに然と
和歌をもつて其をかいなりしハ書写り
かくて二のゆゑて作者の秋にそへられて詞
宣を失ふ心ちのいなり

風をうけきたちは先くおもしろく
なう花葉をよれやさしくは
それなり和歌をつかにはすこしかさまなり
但作者にかまり奇く様事ハ作者の和歌天の
心を尽しておほくの天への心にも君にハ八方に
和歌おほくあつまりせられて、此和歌をとつめおほせて書ん
為にも大唐の云ハ和歌ハ国なりとのよすれ学
それて作者の東に一天くらへ初らハ和歌に
かされて日本にこそありかの風なり　下終り

第十七　墨汁十二兵名の事

一墨汁　二うつし汁　三あさ汁　四紗川　五白汁

六雨汁　七かえ汁　八岩川　九内汁

十毎日汁　十一夕日汁　十二雨氣汁

物の名三箇の大事 初の巻には十の名を秘也

つねて候 三の名を以て大事也ける也

第一 墨也の木 大略本枚よ 苞を除す

他にん事に二の根あり 墨也の木　かいずみ木

也 巻をすくにきりかかる 其故は本字誕生

此庭佇は梅の木にても柳にても木の木にても

ありかる 長さ三寸よりて四角に字書て

上に王の字を書 下には国と云字を書付て

四方にかへ字を書ならべ 陰陽の心を顕て

王子の生氣の方に高さ所は人よ見せてよ

墨よ云は 墨也の木也 庭又王子の桜の木

或は此侯也の木と名付り

第二 めこの字はりむめかしは ここ花を除 之を以

達取り あのは靑 うちを定りて さし置

めでに寄りもとにお所也義といへりけれは
からの名なりからうたしの章ゝ姉なりといふ
あしき口ハ内へ取入たらハ悔らむ事なりめ所
むかしてん料ゝ紀ハ清まり呉国の物なりとを
めつらしくたにやおのれよりなき乱ハ人をすむへ
かりにて物をとをすなき時ハ寄りもとを
えらふ時

第三　わかうたの事についての月のまれてとの中
する石にあるハわか者にまてわかうたに寄り
その義ハもとの名なりわやわにわたるとん
にほのにほひをうたにわかうたに寄人の紀の
物なしも家にはわかなりに秘すなり批まて古今
まにかきをわたしにまきまたす万葉おい風起
とのかくとまきをかく寄

和歌三島也右
一ふたいふる　二いふにせる　三ふなる
第一ふたいふる　わ枚とわたるの義とのせ仰らて中
猿たハ義ハかきあつハ所　但猿ハ同心にわたり
こと以て秋の花なりとハもの中宿なりハんわれ宝
猿三ことありてそれの猿ともいへりそしきの物なり

電前の木のことをあらはれてこれをきて あらはし
さらしなゝるといふを古實にハむかしあるとて肯
けるの未ならねばかくいふはしけるハやこゝに
至時書すてハ標ありあり 傳よいつもし
人まいらす者の中ほよ 五つのもの蕃葉や
まひつまれてゆきさむに入るをいふまいなの
其ゝ外れしけるも云所
第二ハ不知せる於校よてくにせり古實の義といふ
のせす万葉ゟハ讀みあかすなるものかまり 何者に
て我家よてうま馬をいふなりあし

第三 忠なとゐるものハめ其らを云所ふてせ者今之
其ありあるまりハ人の書所 仁見第一の所 神武天皇
延喜の所ハ聖化のなれし所ハ屋之しハ是をいふとて
うまねよ家このあまりしけり 青顔より衣のこの
の尾まくさりて要りまれしたしと忠なり高けれと

一作者三種口傳之事

古今集 読人不知 讀人不知と書 又ハ是も不知
けりくハ 盛にし 女院女房ありハきるものの文に
此事所 讀人 まゐすなりけり ちよかへの人の事
是ありとかりハいやさへし

一 五種人丸事

第一 石見の国家君は上郷の垣苑柿の本に年の
程廿ばかりの童あり家君此人にいつはの来るぞ
と問へば我は父母もなし又親類もなし但和歌にこそ好む
爰に家君悦びて家君我事とり宗に語らす此
ふかく和歌をこそ好みて歌を作り給ひけるぞ
其も当国の国司是て吾をよろこび其も
てんこつ自在なりにけりてその後て門に叢す
持統天皇の御時より門命ぜ給れは

思ひ心のいうしろへ付し信し
のでんじ但其の
門のかんありて其名とめされ歌りける其す
答へ宗は家君柿の本によりの柿
人丸とことはし石見の権守に任す是て右京
大夫正五位下なされ次年春宮の大夫兼ム
権頭正三位是て天平勝宝元年四月二日
生参し遣唐使をとけ又同九月晦朔して帰り
第二童義云人丸は春明天皇十一代孝謙時
系図に云人丸赤人は一人なり

其故ハ人丸文武天皇の御宇勝尾大臣のむほんにくみし
たりしとて、罪よりて官をめしせられて
上総国山辺の郡に流されて年月を重ける
聖武天皇の御時左大臣諸兄の中納言家持
万葉をせんぜられし人丸をめしかへして議の判者に
せらるべきにて、めしかへされけるも左大臣藤原の兼平
流人をめし返し歌の判者にせられん事しかるべからず
と申されける時、諸兄重て申、大唐白楽天、定
れうのきまたをかくしけるに元和年中に潯陽
の江に流されけれとも、文徳の天皇にめされ
りて文宗皇帝の時召かへされ、春宮の亮に
させられけり。なにかなれは、此義一統にして流罪されける也

古今和歌集灌頂口傳最上秘密上

古今和歌集潅頂口傳下

今祖と人麿姓を山邉にあらためて赤人と号す
是によりて人丸赤人ハ上下やすきまての許他なし脩
古今集よ人丸の哥なり人丸赤人のうち一首也
あんとす同仁なりのなり
赤下愛人丸の事白川院の御時粟田山大臣の
孫中納言道経のかくれ田の讃岐守顕房ならへ人
年比和哥に心を入て哥を讃詠しつゝしもたくまき
感哥も讃吟する人丸を念して事を祈

ある夜の夢に比叡(ヒエ)山西坂本(サカモト)のほとりとおほしき所に
人はなく木ハなくて梅花もちりさ紀貫(ニヲト)之に
年高(ステ年サニ)く見しけしきに老人直衣(ナホシ)に薄色(ウスイロ)のさしぬき
に紅の袴をきたり烏帽子(エボシ)をつけて人にたかく
左の手には紙(カミ)をもちたる人まへにかしこまりおもむき
給へり画房(ヱフサ)をめしてかたらせ給へは
ふしぎにおもはれて此人丸をかけと申て四首よみたる姫君にあり
て兼房朝臣(アサン)ありて此もとめそかきけをてくらせ
給ひ数(カズ)ありて絵所(ヱシ)をよひて前にかゝせて
其上ニすゑてにて度々ろ拝あり給ひしと

粟田(ニサウ)にてもの字なりける(カネフサ)にやありしや
おなしき年の冬すきおりて死(シヽ)給ひての
此はその年を白河の院に奉らせ給へは院二条(ニサウ)にありし
給ひ鳥羽(トバ)の宝蔵(ホウザウ)に納(ヲサメ)給ふを六条修理(シュリ)の大夫(タイフ)顕季(アキスエ)
年(トシ)ころのそみしかとも此絵を書給はりあつこりけるを
借(カ)らせて六条の左大臣(サダイジン)顕房(アキフサ)のかくあきなりに請(コウ)
書(ショ)せ筆遊りけむ人丸ハ
柿本むねのりくすみ要にも書讃(カキサン)をかき給へり

第五 権者(ゴンジャ)の人丸の事
経信(ツネノブ)大納言住吉に参り祈(イノリ)させ給ひし時ハ大日の化身(ケシン)と

わりわりへは文殊なり　わりへは観音なりとあかし
異説(イセツ)知らしめしは上で当家よりは妙音大士(シ)の化身なり
唐土(タウト)にては梵(ボン)天の菩薩日本にては天照太神とあら
はれては百王を守り住吉の明神と申しては武勇(ブユウ)
の神として異国(イコク)の難(ナン)をしりぞけ人民を助(ケン)ては
我国の和哥を興(コウ)じて和哥の道を廣(ヒロ)め給ふなり
されば手織天皇人王の真(シン)気(テイ)をうけて懐胎(クワイテン)よ
納まりしかりこのりと新(シン)帝(テイ)の御前(ミ)にて御即(ソク)位ありしより
天照太神右よりは人民をつかさどり住吉の神(カミ)と
光祭(ラウサイ)す也　住吉の神とも七瀬(セ)の祓の[illegible]頂(チヤウ)[illegible]

住吉　賀茂し　住吉　松尾(マツヲ)　八幡　比叡(ヒエイ)山(サン)　南都(ナント)とし
人民のちのよは供具(クウ)を調(?)つかへの方あらは七日
あるは三七日乃至百日にあるは秘密(ミツ)を讀(ヨミ)ならはしめ

一業平中将の事　ありひらは桓武(クワム)天皇の御子平城天皇(ヘイゼイ)
阿保(アホウ)親王(シンワウ)を父とし　又は同門(?)帝(テウ)の皇女伊都(イツ)の内親(ナイシン)王(ワウ)を
母として淳和(ジユンワ)天皇(テンワウ)天長(チャウ)二年四月一日奈良(ナラ)の京に
生れり　元三日は前の母の腹(フク)内(ナイ)より身体(?)を世(セ)に
身体(?)[illegible]の極(ゴク)の範(?)たりは[illegible]脇腹(?)内(ナイ)より

いろはをもちゐ又のはしかたの二字を以て大事なし
空の二仏並座して仮字不生の玄まりを顕
以て父の親王として下ならは君か臣内より二の日本
なり其を第中の老賤上下迄を引ていろは歌に
のんつ此仮字ならはい此事を十重禁に三掛て記し
て密教に納めり何旋世の音云上書の義なり
此て弁は経文也し　十一の年貞観ある本旨弘法大師
の弟子真雅僧正の禅室に入て学つく　仁明天皇附
承和八年三月七日大内にて元服して左近大夫
将監して若す貞観二年廿六にして左馬頭に任ず
同七年加賀権守をかねて左近中将より相模大将
のには兵杖を封して君を宿りたまひは
かくの事をかしきまりし時　淳和九年　仁明七年
文徳八年　清和十八年　陽成四年五代の御門に
仕て元慶四年五月廿八日歳五十六にして死す
大和布留郡在原寺ある所
一　猿丸大夫の事或人いはく山王の神託なり　山王をは猿と
云ふやうに此故に猿丸大夫とよし
元慶天皇六世の孫左大弁継家也とそ

とい言ハ此人ハ紀伊の国の人なり姓ハ弓削なりし
桓武天皇の御時大内山に住み浄の法を行ひ女のことに
きこえありてめされけり法の位をの殊に猿丸大
此事ハ猿ハ人に似て人にあらず此人法をしハ
あらぬ事なり人ハ人なれども人に
てあらぬ猿ハ人にあらず又猿ハ人に似て人に
あらず此人も法をもちいの事もいで人なれ
ありなから人にあらぬ又猿ハ山を自在にする方便に
大内を大内山と名付め内裏なれ威稜を好べし
故なりされハ万にかなひかりけるを言れハ猿丸
此ゆへなり

一 古今の詩の数の事　惣合千百首　但目録のまゝハ
千九十九首　読人不知歌ハ四百五十四首
但廿一首流よ為本す　返し歌十六首
非示歌七首　催馬楽歌十四首
俳諧物名歌五十首　雑躰和歌二百七十七首
三十六人撰詩十九首　大和物語歌十四首
寛平菊合歌五首　朱雀院女郎合八首
惟貞親王歌合歌廿首

序并長歌合て二首

扨て云古今の序には千許廿巻也といふといへども
一千九十九首也といふや 并云貫之か延喜五年四月
十八日に奉りて四月に奉之 千は偏に五て千首也
其うちも四門と云は猶ありて貫之か方は書紀
この内に一首も見えねとも作者は我か撰して進上
仕るとて入てなくしたる也 撰者(サミシヤ)の手(シユ)を
入ぬ事無合なれは作者は百首撰て書し門
いふ異なりしを九十九首を入合せて一首を
残しおき侍りけるを 村上天皇へ入れ付くしけるに

作ても二首まて一首を撰出て同古今集に入
故に家隆(カリウ)の歌は寂蓮(ジヤクレン)の子なりしより千三百三首
ありけれと撰すりけれは内七十二首に口傳あり
一 傳ありし方の事 ふるき千鳥も入へ傳りけれは といふ
は方にかくし置けれは入るはいやもの多けれは又置けれとし
傳て云 鳥は百千鳥の一すり別出て鳥を百千鳥
とよみすけれは置あり

我か屋との花のこすゑもしゆうむかしかけり
ちらりいふもは京きこえさ

一 切の千鳥 温和(ヲンワ)の天を指て傳へけると云り

一　五月まつ花梅の衣の事　橘とはむかし人の袖の香と
此事ハかくしの義ありとは漢書に文とし
晩唐潮間興芳七人之盧橘僅傳古袖頭髄脉
貫蘭雀二丈之薄花俄迷お後心
昔大国に曲夫興芳とて二人あり曲夫ハ男興芳ハ
つまなりしさきへ去りて本意なくぞありけるに
興芳病して死ありしも曲夫あなかちになけき
て其後ハたまて橘のかきさまに興芳の
のかたり七人の橘せあてむさきこまかつた
き昔のつまあり香にすうもかつすあり

曲夫の面影を見ては本をはなれさりけり
ら字て前後の跡をありし姑と橘を盧橘
このむをの名をに曲夫興をあらふれハ晩の唐潮
間曲夫興芳七人の盧橘を並べ古袖を傳とハ
昔の興芳の袖の香に似たりあり頭髄脉ありて
とい蘭雀とはあ死去りしかのあなとりすき一事
蕾て二丈まてなくなりて風なく度すにはなの
なめく蘭雀の袖なれはなはかはたれ袖をぬれも
あかりは女なすへきこむ人の袖をうはかれ
かくなとハせすり蘭雀の男なり曲橘と昔人の

秘の巻に洩事多しよし
一、阿たれ早苗とり立るその月にのこす事は子細ある時
其故は来院の大臣時平のれいを示ひ菅相の御名を成
しよりすでに延喜のきさまよりせ給へ立もりし
と寛平法皇ゟこゝろ流絶させ給ひてより上つかの
ありきまゝもみれぬはあり立りある菅の其よ御宗院
のてらもう見ぬまんにてよみ御名を成諸共に入らせ
流立り二三月こゝろありし時より御名す所も事と
のうこて植つる中ちの花に風見えりし枝をみを
むすひ植より法皇は此ねの時見れて見給ふ

世の中あらきせのこにはなりにけり　中宗ハ
ここにこの事ありしむかしみかと
法皇は方をれ楊ん其てその手跡をとり見給て
其りくみ御名所の方へ遣し給さて遣されは
阿りたれさなへこゝりしゝの方かさいせ給ふ
きの子かけ田の苗かりけし早稲と人のこのいふ
其りふ法り流れ時されは枝にはまた枝に給へあす
法皇の心の袖とまでこゝち心そ心あき乱し
長林花しよきこころのまんにかりて法皇の心
すうを枝ぬよ毎へまかうも世にはさきのハ見へ舞

一飛鳥川とハ流よりかはる事をいはすに古今の哀傷
ありける人くもりしハ文徳天皇の御時二条のみかどの小諱
閑院の左大臣贈太政大臣の人の家にありける忠と云者
ありけるハ右大臣平の経平のむすめなりけるかあすか盛に
なりけれハ文徳天皇に召されしまいらせていかゞありけり
此門のまへにすみけるものか 左中将藤原義孝にて
賀茂川のかはりかし 熱郷のまつりをせさせ給ひし時
からきも流日数つもるハ世の瀬に賀茂川よりいでゝ
なかれてもむかしのこり 前の事を案して哀に
思ひ出ハ此歌をわれもさしハ毎年かはり賀茂川に

飛鳥川壊事といふもありけり 大和国飛鳥の流別義
なるべし

一古今和歌集灌頂伝
かの此の御君の御若き事は言ハ文武天皇より
延喜まで撰集ありしは高帝の天子に今までも
いかの哀傷の哀なるらしといふもの
四季朝にいはゞ南ハ物を要つ物なりあらし
御とハ舟をよまん為鳴これハ時ハ若の鳴
またハ物人間の昔に生老病死の苦を示し
此の人の死する時は生老病死の苦をあらはし

死ぬるハ魔に入て一舟ありて四子ハいけ舟ハ
悪の舟にのする門を閻魔王と一舟にあらハせて
まつ手にはてうしされとも十悪の門もいつて魔よ
おつされて其ぶんいでむれて一舟ありすまいたる
流りん六義ハ其ハ六の六のふかりれハ六一首に
ありまうすされるとの六ハ六義をもありハ入ふあり
甚妙と六の西ハ四右の御代定家を讃も其との六ハ
哀傷の心をすゝて讃めてさるハ凡のふかり十悪の
凡門も無常をあらも讃ハてありいふや我か恵も
無常をの尾なと其と理を知ら讃嘆てさる賊の

心明次し胡旁ハ其ハ鉛の霧露ハ流ものハ凡門を
鉛ハ中るハ此の六のふかり門を舟にあらまて讃へハ
與ハ心ふかり賢王聖代の凡門に鉛りあれハ生死よ
わりされ流ハたゝちに讃らるハ雅音時帝徳入
いそくれも死骸を非にも讃るハ頌祥ハ
そうにみつハ其心れん頌六時其あれハ一首に
六義を讃あるハとも六ありおハありあす

一 歌道の家々の事 近頃ときこえし いへ〳〵にて
こきもの心をはなれたりし家々如くは 大納言國經
のこの少将方は 在原の業平の孫 むすめのむすめ
時平を 本院の大臣に ごくまで 横領せし
いりえは 平貞文にて 人の心の方は 天下の色好みなり
者を 時平とこそまで なげき 婦く 思ひて なし
此貞文 本院へ 侍従せ ありしに 敦
者の 滋幹にて 物の方を ちぎりきて 母に
見せよ 此して かへりなん 壽衬侍りし 云々

むりせす 歌の道をつゞかず
ふかき ちぎりし 名残なりけん
なる事
うちゝ頼ちぢりし 宗入伝へ 謡
家伝に ちらす 歌の 歌のまこと
古今二首なり 撰集に入なり
一 伊勢物語の口伝 深見 東の家とすべく人ひとり如くたりに
事 伊勢物語 よいよなりけりの あつまへ下りありし 根にかき
その説も 真実には いかなる時 其状は 業平二条の
昔も 通ひては さりし事ある 勅勘かり

帰りて奥の國栗原の郡へ栗流され給ふときゝしありし也
ことさら記あながちなけれども此事はきゝさきのせらる
太政大臣菩提院の関白を何事も天下の事を
ちかい行れしあつかるとすべけん禄家の末山
十月にかうとおゐて来りてことせまてかりし時は
二条のきさ記をたよりもちて来りて禄ありあかりけり
人の事ども諸をぬかし方にある事に書集漢家本紀
のまとるをぬき上には来へそりかしを國の所の
名によらせて書るを使物抄記せいでとも来の
方へよりとて数とする人いとり帰りけり也ある事はいふ

有るは二人は左衛門尉平貞文といふ人ぞ
雅く次よ方の数なれ上て宗合もなく以りまいい同く
勅勘を蒙て奥州へ流され上坂よ数れする人れ
は三川の國八橋といふ所の國とは三の川は三の
あれはあそいあにわかれて流さかひてそ
あり書をも見せば書く赤をも見せば赤く人をも見ん
とは急其たよりをみれはかくらすされは三の所は
三のまりこの所は二条のきさきにしのびてにます
人也なりけれは漢家の后六条の后まで也なりけり
んまり國とは人へみらかくらしき昔といふ也

さて三河の国とさかひくもてによする八橋とは
くもてに水なかるゝ所くもの手ハ八あり橋も八方へ
わたりたる故八方へわたすとは
一ばんハ三条町　二ばんハ有常女　三ばんハ伊勢
四ばんハ小野小町　五ばんハ初草の女　六ばんハ貞文女
七ばんハ高階女　八ばんハ潔貴女
本のもとにありける花ハ基経の宿所にありし時を言
かのもとハれいかすかりさと也ハにきもの多くふすり
王澤也其身門千葉百院帰入て門前郷を
扨てにきをふすり昭宣も閑院なれはちかく王氏
人かゝく出てにきをかりけるからきを今の
ためにかきてならひとて也本居庶流来りてすゝめ
言り唐衣きつゝなれにしの言ひ事ハ衣とい
きならしにきていふなれ事ハあや唐錦
をきたりけり二条のきさきを言ふあまり
て懐しぬる唐衣と綾錦も唐の人夫婦
をしめて初めにハ小車のそのはき多き錦の衣と
尉の如くきすめり
小車の錦いゑもうかれけて
四つの袖に人よ王てきし

一 武蔵の国と下総の国との中にあるすみだ河の事をきゝて
奥の国へくだられし武蔵の国よりはあづまへ業平は
清和天皇貞観六年十二月より位をさらせ給ふ方にて
陽成院位につかせ給ひて東山より吹田門にて此川へ
河事より流せられせ給ふ事をつかはり二条の
きさきの御せられし昭宣公にてもはや武蔵へて
ありし事のあまた太政大臣国経は下総へくだされ給ふ
その吹田川を奥らく此所に住給ひをすみ田を
すみた河とはよばりけりさてまた宗とは
東山よりは都をはなれ人目をよけて兼(?)も再(?)

されは此の御代の奥にて業平は哥にのこし後世の
のまをやかなはかりの哥をよみ舟をいれて門をとじ其職は
王ハ千葉百官を納て四海を治め給ふ故に舟に舟を
無てもされは貞観政要に曰く文は君は如舟如
能舟をのす三公之傳説天胡を去る事後世の
下もし論一舟をもりていふ事なり文三公とは大臣
右大臣 内大臣 此三公君に仕て作る事
後世の舟をもりかてる言ありしは清和天皇の御
させ給ひをは帝王を見て無てまた文集に
帝位に没せしは万倍國如く文帝王を見に

無くて叶はぬ内裏を守りのこれにかゝり公卿
ましませし時は言はれけれは晴やかなりき
然るにこれは勘気ありし清和天皇の御代に
させ給ひて其時陽成院の御代にありて後
すこし御学をも給ひける人の行く方は文の門
勘気の人あれはこそありし人の四方の梅の
御所に居るの字にて是れのあつき御殿の
もは陽成院も時々まきの衣をもろこしの大将
をきこし召しけれの内にめくりて人を誘ひと
て悪しく見ゆるなとは本り侍りきに居たる時は

け若いまた往にしへ世の人とかりしを心は都をといふ名のみ
あらす一天四海を我まゝにつかさとりて自在なる
故に天下を治めり
又た若くしてはまた昔は都を
我か知る人はありやなしやと
若く若くては故にての宮を捨ては都の事を定めて
去りぬるにはむかし名こそとてあるは
陽成院より京にいまして後は人の内に
ひとの世をさ若くもなくなるとの世の為に

一 侍従家隆の俤の事に十首の歌あり

都しれ新し月のかゝりしに

桜のさしもかに霞

是ハ業平か方明り東にて二条のきさき花

あいまゝやさしきへよあのみりハ[illegible]

異にてて我かゝハ全見なそし

かゝ桜山の月見さりせハ

是ハ家家の花方なり家花へいさ花みかさり

それハ異にもなりつきよまりかにあいて[illegible]

歌かよめり

君にちかきかた桜山ハみすゝかも

しら雪の月の見えまかな

家家作名ハそゝ花見業平に及みかたの事ハ

明もいる

二条のよりの堀川よ[illegible]

我もへのさとあて花ハ家代く

堀川(ホリカワ)のあハ猶高川を東へ堀入て内裏へ

万の花のあるとおもし入花の御行ある

二条の后ハ大事の人にて一度あいのかまたりしと

二段目也はじめの時

いつまれの春かりの物の月形御

人をのふまちせきらん

業平京への下りし時安部名坂よりあふさかにて

横流寺へ京ならまりしゆへそかれ宮の時節

四つのころより五ツの時ならまちせす[illegible]

流罪の

あふ坂の関まて松むしのかきちらし

月いかゆこれ昔まりたれ

業平は是て我事もれよまりもてたいまつ

いり昔にいかうすれ横流り

東のかたにかきあつめたまてのたいは

たまれの森のくずのはまりまり

業平京への下りて安部より道ゆき見をくりし

見て読り

みやの方へはなれさかりて我にかつよあものはじめ

まりいて京への下りて大宮に三方三位ここまりて

安部の[illegible]残見舞りて読りたれはり安部は安余

町いり安部も見ぬ安部へ由勝よまりいの

此子ありたてえし京へは京へのはせ流て従三位高布

隣の義経よあひまり義経おまきにいりて其源

語らず左衛門尉高階の師尚覚明としこの高の人
にて也覚なり

一晩のうちにしき百反きの宝の事

口傳云北にも慈にも文々云天竺の戒日天王のきさき
る天竺一番の善人にて甚國に御婆伽と
て實云めり天竺のあるのえし物賣時ハ日宮に
ちうす天竺のわうせ姫ともきらをすりて物をして
ちうりの時御婆伽宴をとらせて戒日大王のきさき
きを見ありて息にありていとやすく見
えしかは事を大王宮めして后のおほをあそはせなり

なさけハ人のためにあり仍ハくらしうち一夜あけ
にすあて過にハ出つかうまつりきかしをはけ延にハせハ
あらひらにハわかの御行ハちよれなりてまず春書發にて
きう殿のあたりに大嵐の車の其からかう也其のら上に
錦の其行を立ちて九枚の灯をかくさせて
のえ帳をかけて御婆伽をめてあんら我ハ
ひとうの上に百尺の金石をせよするやうに一夜ありて
あくんにハ御婆伽をかりまうらけまして車のうちに
上にかう夜あけしまうから行をも立ちありけ夜や御す
にも夜ていつも至すく降す錦かくくして

このはの数を書あつめて御ことすてにはな猶
にも一夜はもみちかりけれは御堂はかならたにあらさす
是ても夜はこれもある程は是のゆるにゆく猶なり
に入りきこ花百夜とよろは陣腸のかんきくはさん
きんとさしもきみ風呂をとりきこそまさのすれと
ひきのはとへ十余人ゆうして梅春喜殿へも襲なり
御堂御と見ゆうよおもしも共にす誠奈風も果報よ
かさねて御なをまれはいらせて御世のためにかれ
はかる事のためにかきはさまをなれ

我は梅にならせられて来る世のは是ならさてたまへる人々
こんふの気色ともそれてもなにか御あそひ給へり
されたしてあなと見てあまりになれは天下御代
梅と姫ておさなきならさかなす世のあまりにも
はなりおなを制して其事を梅のことにかりけり春喜殿
かりなしまて宣喜殿　昭陽殿　麗景殿　一百
三十六人の梅なり歌ては義はかりま事なれとも晩の歌
のえしき有様をきまりまの夜は我れ数くれてはうたへ
かなよすいらん哥てことうえんは御かり方に事
まれはさたを昭和の人にて御方は御堂にいてのかは
方人のことを演り給ふ哥よめへきなり

一　我心なくさめかねつさらしなやをは捨山の事

大和物語にいはくかもえしめりし姑を年おいたる者に富て
て山へやりて捨られたる男に堪て石になりけりし
山へ其女はすてられとかうして月の夜をなかめては独を
男かりて探しけるに歌よみ言の葉書なりける古今の故事と
かくしてから傳ふ信州佐良那の郡に山あり寺の
名はかの姨山をいひけり世に庄屋山とも云捨山のぬし
もとに安部の義定といふ者ありおもはしく人を家に
おきて時々かよひし程に少しさる事あるによりて
なくて男の行の時若き姥をかへりてかすりて山へ
やりて捨てあさましく石となりて墓とす

人はけ果さしもなく死せすして月の光をみていてゐ
へとそれ給まさて男死にて石と成り男は
人は早死なりし人は今も傳ふるとしみて讀云
者は信心の様をなしそみ山の上に立よりけり
信仰ありて卜参庄屋の山に人参りてあまし書にせる

古今假名序注

古今に於て定家（テイカ）家隆（ガリウ）両家の二流あるに家隆（カリウ）ハ俊成（シユンゼイ）の弟子なり俊成ハ定家の父なり定家ハ俊成の嫡子（チヤクシ）なれハかれこれ父子相承（サウゼウ）の秘訣（ヒケツ）しかしも一義ある事也家隆ハ俊成の養子（ヤウシ）のなり故猶寄流（ヨリウ）をとらるゝ也其上口決（クケツ）相承（サウゼウ）せす定家の正流なりとも又一義ある事又よ哉何れ家隆別ニて一流（リウ）たんや若（コマ）城之俊成の弟子（シヤウ）養子なり

あり時輔（スケ）の大納言にて鳥羽院（トバイン）の大事とれ数ありけ大事又よ不審知ゝ問けれ共事不審とて我家すてに絶（タヘ）なんいつも會記して伝者の大衆謗ニてきせい其流（ナガレ）哉我也

門なり其内に七の大事を分られし大事。不審知聞の秘より
祈請(キセイ)せし菩老翁(コラウヲウ)の云七ヶ何れの事を分られし上
家隆一〻に不審を申されす翁因て令すき詠す事
時鳥秘の内龍宣(タクセン)を給ふ家そて七箇(カ)を悉(ヒツ)く開て
定めす家隆伝其て十二巻の書とす六巻をは青風(ニウフウ)四(モン)巻(ヲ)
秘頭風躰と号す六巻をは無乱集(ムランシフ)と号すとの老翁(ロウヲウ)は命
大内泉秘の乱現(テンテキ)状し家隆は書を感得(カンタウ)共て能〻(カウ)人開見義(ニヤク)と
委てんせす定家(テイカ)の流(リウ)よ義を通て一義をますなり
其ありしに二多も後鳥羽(ゴトバ)院西三(ケテミヤウ)相兼(サウセウ)なる旨当流よは
秘〻家の末流(ニツリウ)とす　一　古今伝名　定家　家隆　二義
あり　定家卿は大和詞も遊　家隆は見ル大和詞に
以下なり
一　此集は後鳥羽院基依(ニトリ)なり伝受(テンジユ)の時真名序(マナジヨ)を時分
仮名序なりし其旅は貫之の作(ムスメ)にさして序にけり事は仮名(カナ)
序なりけりて真名序(マナジヨ)のさ〻すして其為に家我号を開あり
後鳥羽院集加伝の此基(モトトシノキヤウ)後〻院のはしつ道方分たへいそく
定家くいうとも共てなへたるけそ
古今のはつ〻さと
一　大和うたは人の心を種(タネ)として万の言の葉となれりける字と
古今集は日本紀し大和(ワ)にも書ときの其文あり万民分よ

和歌ハ大和うた又ハ和うたと云

一 むかし[illegible]人の[illegible]せし時

其の[illegible]ニ[illegible]に[illegible]を

[illegible]の世[illegible]の[illegible]ハ[illegible]

[illegible]事あり 日本紀ニ云

[illegible]天皇の御時高麗より僧あり 此僧最期のちかきに

[illegible]とう[illegible]事[illegible]すりて[illegible]和陽[illegible]

きの[illegible]に[illegible]の[illegible]て[illegible]を[illegible]

[illegible]不相還[illegible]を和[illegible]

[illegible]春の[illegible]にハ[illegible]

ハ[illegible]さて[illegible]

[illegible]万[illegible]

一 [illegible]時春[illegible]

[illegible]の事ハ事を[illegible]

流て[illegible]

[illegible]の方合て[illegible]流され[illegible]

[illegible]ハ[illegible]を合せ[illegible]

[illegible]時て[illegible]の[illegible]

[illegible]て[illegible]時の[illegible]

[illegible]不見[illegible]朝[illegible]

[illegible]に[illegible]

一 これらは言葉の方違なる也
あたらしいかなる方を違ちより東のそこに書初
まへ地有れは天上之まかなるの二をあけて宮の世事と
ありても之 又別本て日本記に書安る良貞か [illegible]
爲て伊衣の濱に行毎り書には浮し世房に行合
ねれしめて柱舎をちかしかへはく我を忌しむ
暮なかり書世我かりて見んとせ出さて良貞
[illegible]を為て柱を囲ひ切あり毎年は見合ときて
一人もり [illegible] にかうのものは [illegible] を入れは方之
伊衣の大ほの [illegible] も [illegible] 人と [illegible]

言かなの [illegible] 万葉に [illegible]
一 蟻の方違て [illegible] 本 [illegible]
[illegible] の [illegible] かなるすく [illegible]
言蟻 [illegible] て [illegible] 言ふし
一 同 [illegible] の方違 [illegible] 一 [illegible] の [illegible]
丗一字の方を横にあらす 一切の [illegible] は [illegible] を [illegible] と
[illegible] は [illegible] の [illegible] 方は [illegible] は [illegible] に [illegible]
は [illegible] の [illegible] 方し [illegible] 同 [illegible] 七 [illegible] 七との [illegible] を
[illegible] にあつ [illegible] 丗一字の [illegible] の末一の句を本の句とす
其故は本は末方 [illegible] 末は方の始に始に本は始

始の義也又常に云時ハ人〻ハ万物をくゝらし義也

第一の句ハ一首の頂上と云て卅一字を作るさかり故に仁

也第二の句ハ次にあつかる大郎なり礼ハ景致をとりて

の義なり第一首と詞をあらして第二の句よともにまた益

やうなる故に第二の句ハ第一の句を景致するに第二の句ハ智の

句とするなり第三の句ハ金に当る金ハ義也義ハ貴賤の

まもる義也第三の句ハ随分を能く捨てる也礼ハ義の儀といは

り也第四の句ハ土也此ハ信に当る信ハ不動の義也

其故に一首の力ハ第四の句をもつてとゝむる故に

第五の句のうち前を照らし此句を一首の

大事の大切の沙汰にして実の

納にして第五の句にするなり第五をはあまに当る是

をハ決すと前後をはなる義と前のてにをも第五の句を

極めてにをはうつさしい其不通故にてにをもの数

共まとと其の句にする所ハ前後をすゝきゆらの

ほかもの座にする徳あり第五の句一首の病を云極

句また万葉の句とする夏ハ一切せ乱大切のひとつさ

前にもあるへし時も大切是也す

一首大和に男あり年の暮に家を全てすて聴き

わきとむとつて候きり年月を眺れ年の暮帳宗

年くて帰一寺年の長きに同じとさる

さけハ麻の青枕よ[illegible]男来の妻よ[illegible]ハ六
ぬすハあかてくるし
我も上り[illegible]にて[illegible]に来り[illegible]
[illegible]人のこゝをのこまけり
此[illegible]ハ男の[illegible]りすくもつらく思て[illegible]を[illegible]て
年のつまも[illegible]り[illegible]ハ云し[illegible]の[illegible]よ[illegible]
一為家[illegible]の[illegible]も[illegible]ハ和哥此[illegible]
保規物[illegible]葉平[illegible]のくれもなり二条[illegible]
通[illegible]り[illegible]の[illegible]春[illegible]道[illegible]の[illegible]
を並て[illegible]すまりの[illegible]大[illegible]思のあまりに一首の言

讃り人[illegible]のあまりて[illegible]
人[illegible]道[illegible]の[illegible]
有く[illegible]に[illegible]
は言を[illegible]て[illegible]
云すから[illegible]の[illegible]に[illegible]
一大和の国 備前の郡よ[illegible]の人のあり[illegible]
頸 扣遣する細あり為[illegible]上[illegible]す年月[illegible]
かなすか[illegible]人を[illegible]て[illegible]
行[illegible]おこせよ[illegible]の[illegible]まん[illegible]
のさ[illegible]にわとにかんてこのさしに一首の言を
くわり

めでたいうこ小猿鳥の方にせよ
主つきハ神もあハれなり
さて用てそれハゆきくり時男両之く早て形れ衣
ものてくけられて几歳爰ともけ入て其つく読
すけれのてく其て一首のうたすあり
我身なのむ人にそにすけれハ
天下其ともし君をハ手つさし
其を思わしおりるんて風流をわさつて仰りすに完人
三歳をもりてむ守一其も然勅宣もいう周てそれハ讃
無帰命和讃すか宣旨も其妙帰命の利生しせしよし
まう

一 尾さま男はすれて本露落すうげ几
菩つ見とんて
あかまさまのはうも我つてく
あこりもいうむつけれみり
帰命頂事
興山たり五路りて思う御身を
玉哉もり地をかまひす
一 力わたいもす其て元ちをうこかすけれさん其人々我あり さて第にあふなき
其ゆに太刀の性えあて其にあなとる天もこすてに
神にありかけといふ鬼とされハ天地も所あらむ
一 侍のうち宝鑁せられあり於国入道をまねき其て下国す

其年伊予の国三嶋の明神旱もつ共でかしこく渉り
かゝる所に能因(ノウイン)入道一首の歌を捧て雨を祈念(キネン)ス
あまの川苗代(ナハシロ)水にせきくだせ
あまくだります神ならば神
其時天神地祇(チギ)納受(ナウジユ)ましまして大雨降て国中うるほせり
さる事あまりに歌(キヤウ)敵ありし時の誉あり
如此雨つよく都に雲流つ
からくまりの法人よりしん
けり時を以て雨をふらす委細ハ俊頼(トシヨリ)の髄脳に見へたりよし
を能因(ノウイン)ら安養(アニヤウ)の方に云
てあきれのりを所ハおそれし

一同にみな鬼神をめぐらし思せけり
日本記によるに天智の御時藤原の千方(チカタノ)将軍(シヤウグン)と云者
ありけり伊賀伊勢両国を我まゝに領して勅命(チヨクメイ)に背
かるが故時の兵を討せらるゝといへども不叶其
彼は四人の鬼を仕ふ風鬼 水鬼 金鬼 一鬼あり
風鬼ハ風を吹て敵の陣を吹やぶり水鬼ハ水を
ありて敵をおぼらし金鬼ハ金の身にしていかなる
矢も不立きりても太刀不立一鬼ハ隠れて其形を見せず
数千騎の勢をもかくの如く悩(ナヤ)ます是を仕へけるにより

覚をせしむ事はいかゞせんとありし時　紀朝雄中納言せん
くしのなきあまりに四鬼廻す鬼いくすくありけれども千方
凶悪を為す甚實は四て王命を背き其々を表すせん
は四て一首の歌を讀て鬼の中へ送りけす
草も木も我か大君の國なれは
いつくか鬼の宿とさためん
其時鬼ともさて八はして忽ち逃去り其時千方を
金剛城に追入て打取り鬼の歌にて千方を誅す
一本の歌に千方か首をとりしと云　伊勢物語にいはく文徳天皇
天安元年二月廿八日住吉に行幸あり此時業平供奉して
社壇におはして乾坤にをかれけるに
並に文徳帝の時業平朝臣一首の歌を讀て奉る
我見ても久しくなりぬ住吉の
岸の姫松幾代経ぬらん
其時明神御形を現し白衣をきて童に現て
御返事あり
むつましと君は白波みつかきの
久しき代よりいはひそめてき
此さて其巻を業平に給まりけり書をありの二番
宰相中将滋春に傳　裏書に云　玉傳　阿古根の傳也と
此の事を長能の私記云
延喜の御時粟田の中納言云藤原在衡伊勢太神宮の勅使ゑ

事の附画像夢想は太子の巻物を被見して是
又それは錦の袋に入有物ありしを此門に事のおゐて
此門に事に三の分あり 一画像夢想の義 二は籠盃
依て鏡の事有り 取扱すれは 三大事邪の義の袋
ぬいか一書附し此扱ひ書付て 取扱と又 受義にて附
此門相書を此扱ひ書開て和字の深義を知而て相始
書し三此座て則古今を授けられし我みんての方へ
八代集の記し
一筑波山へつか参て君をとれたる覚に二のあり 一葉山と
此山始まれ出来て かのもこのもの木の蔭 たり

覚へ我君も集也世をいふ也 二筑波山を是山也 青
日本記云 鏡清天王の御時日本に金山けむりして 乳を出し
此事を見れは人々に珍らしく思ひ取りて八
日本は小国なれは我国のあらんかきりを重くす 大唐に金山あり
宣旨を請取て其時天気も一荒れて 宣旨両大
唐に金山を清浄に其時唐の五台山の押角か参て 二つに破て
荒草て 一は金峯山となり 一は筑波山となり 此附鏡清天王の
此國徳のてく我か古の此國も無せせしと出けれ 唐の
かしの山に参りかれは我国へ
あつまの筑波の山の枝共まこ…けれはよ

これより

一番の鑚火と云ハ火をこかす処に始まる
されハ今ハ昔の鑚火もし事ハ火の神まさしく鑚火
ある故に見るに日本秋津洲天武天皇の御時駿河國の
富士の嶽に竹の節に若あり竹をうちわてゝ竟す
ある時竹の中を見るに貝子ありて竹の中より金色の
貝子一ありかりきに置て見て家に帰りて絹を着し
其後て板家に帰りて見れハ家のうちひかりて見ゆ
みもハいつくしきあり玩ちに召ハ在財なり
に蚕此時繭しをいときをきゝて むかしの

すかり迹をかくや姫にも 駿河の國 かくやのよ
其時の國司在りしかの姫を見て我が門に養す
天皇姫をそて御覧すにいとゝ其ありさまて眷属
流ありかくや姫きぬのこと三年を過し
此姫天に帰ていまは神の如天にありて君にむしおり
ありて下界に来りしハ富士につきぬくわんを残
にありかきけをてかへりしか鏡を此かたみに
此後其てとなりしくさをしらすきて後時御かこ
ろに木鏡に伴ていまり共て すゑて滋す
富士せんきに共て其の鉉をあかりて此にハ鏡を

嘉兵衛ハ此て淡路国よりきたりてかく物語しけり
此里人富士の山の頂に登り並べ此煙ハよく立
て残す依て富士の煙を立て讃さて朱雀院の
此時富士乃煙の中に物ありて出ハ富士煙も同煙ん
其すハいってあやしき者を取て此つかれいつや
姫と成り竹姫とも呼姫とも云
人荒れす里をはなれすゝすゝ富士の山に我かすまゐ[illegible]
もし

一 松むしの義におとこの心もしらすしも大和より京へ
二人友のよ宮姉の国の色の帝に立てもちて
あきまいりすなはちたひになのりと云すあとゝえ
ゆり言ゝと一人の友を待て野中に居たり
入てゐたりのかのまきに枯の死す枯帝に待おとまち
かれまたすの声を聞枯て待く見枯ハ枯虫ハ
虫をはく松むしかゝくさハ松虫の声く聞ては
かハかのか此里てあすをまちて松むしすゝ声と入れた
めんのてくかのつま死てあきの是なきに迷ちりし
まかれハ我身一人となりて埋一身まあすかて見すこ
ん

死生にて其故を急き事に松竹を多く
植り
古今集の序に高砂住の江の松も相生のやうに覚え
一 高砂住の江の松も相生の松にて名あり二義
あり 一ツハ高砂の松名を住江の松名を植松一ツに
相生なりてと云の名もさい生るゝ事にて
住吉にハ不審あり 高砂ハ播州 住吉ハ摂州 二ケ所なり
いかにして植松相生なるとハ古今に能あるへし 家に習
伝事し 高砂とハ相武平城天の万葉をさすに於
此事候とも 住江とハ延喜の御門の代に於古今撰集ニ
めて古今を撰し云の名を奥せ事を以て 松と云是けく
名きりてくいるもの久書く撰集する事を云事
相生の松に比し云の名を待たる事相同じく事
久く相生代とや書あんと高砂の名に相生の松の如く
我人ても久しくあり住吉の名の松老行て
二所の松に老てりとし
一 男山の昔を思ひて女郎花の一時をくねる事に
昔ハ深草の偽に平城天皇の御時小野の頼風と云人
あり八幡に住吉京に女を思てかよふ其時ニ

にありていはく汝はいつかまゐりてもちかへりて帰りぬ女房これ
をきゝてさらば男の宿所に参りて早く家へ参り
ものを案じていはくそれがし女房の首申す時彼がをつと
しらずいふ也我がをつとは女の情の姉さきに八幡川よりきて
きそうの覚悟夫の衣をぬぎ捨て身をあけ死すべきこと
我が家に帰りて家の者一重の女房のまへに帰り給ふ
ぬれば男あはれていはきてかくしての覚悟
夫の衣を着てさしきにといふ此女房は其のさきに
それ女の衣着りさて四て帰りけ…のうちに隠あき
ぬれば此女房死て遣りけ髪を乱して孝養して此

衣を乱し…に着て男宮仕よりかへりて京に入
何方の月かゝるにたはて衣を霜に…ぬれば
なりて黄なる花也…に伏給ふ不審に思ひ
てかくてありし黄なる花を一かたさきにかれぬ…
けれどもかくれなしすまいは心の情ある妻…方へ
なひきの実は夫なきと思ひを定めん一味と…
此はこれなり女…生をかへて…
ありて女を我をうらむ女房なりされば我女…
捨…我をとらへ…て何かせん也四て川に
身をなげて死す此女男八幡山にかくれ…八幡山

時の男山には植ゑし姫にかかれてあり植ゑしをこなた
なし而已　又ハ情ならを陰用る也其ハ二つなり彼者
いつハりハもせの中をはなれずとかなる陰用の形なり
一　奈良坂(ナラサカ)のこのてかしはの二面ことくに修ら定也
このくはしき事も大かたのやうに其義もありさしも文義
よいは奈良山のうへなりこのてかしはあまたあり
坂の名也　奈良坂(ナラサカ)ハ奈良山の名也　奈良(ナラ)の坂(サカ)
二面は其二義あり　一よは目前の事にかけてひく
方一つはあまた二面と見る　二よは都のかたしき時
慎てのく面を二面にかけ
一　春の朝ものおもとえて人のあはれをとかくて我身を
なくさむ名と云事をならんせの中のかなり
かはる事をおもしあつかう事なり別してハ萬葉(マンエフ)続集(ゾクシフ)の哥
やみにくは也　云は春の物ともしれぬをみれは也
空蝉(ウツセミ)の世ハのがれすまうく桜もさくれ今一万にはかつ散よ哥
一　秋の夕暮に木の葉のちる(落)をきくれは也
すゑ月の光千弁(チチ)ぐくみくけりハ秋の木の葉のちれハ哥
一　あつハ年ことにおれ也

一 鳥羽院の御時ことに卒業しけるんのけふ始ずる宮
一 業平露けれ者
房をまもしめさるゝ故に恩を入 我身も世にはなれぬなり
一 あつめたる也
此あたりの関にて無と云ける故に我も更にかうに
一 あるハ清原の直さへたり時をかける
世の中には心ざしかなきあたらす 御心のちいさき流人すれ
一 是しかりといへるも作りける
昔ゝ人ハ…

あるハ松山の絵をかけたる 日本紀に云 むかしハ天神の御時
ある人ハ陰具なるを 下ゆ時ハ…女房を具して 或時
主の松山をかけて男の心かはらぬよしの歌をなこすと云ん時と
我身中にハもとめんすけれとのて毎の…
知人の…歌語を見れハ我の面あれて 此の歌と
こす男ハ…我…なるこの歌をこすハ 仏神の心の
ふりを立せしの契の…やはりて 女房を
或たハ男上に守り…女房心を…見て此の歌や…
男をとたあるか…のあまりに 此の歌を見
…

たがひに其ころあひて久しくなきて彼のこゝろすぐれ
の上なれば忠言には挑さり言語をこらせんとはかるに
これによて邪なる者ありて苦にもうしを詫ふる。男もや
愛の為に其時ゆかりなれば忠言にこゝろを挑み給ふ
これよりて我すゑを捨てゝこの国の主の松山をまさ
を既にかはりて主の松山改めそとは仰せられて渡り
の後もなほ渡りたまふ
君を立てゝ此しるしを残りしも主の松山の跡を残すべし

一 羅中の事を見せたる
桓武天皇の御時義也秦下丸と申す者備前の国の守
ありて下りし時いまだ見習の難中の事を見てのこりあり
し詳像を得てすなはち其地乗の里にて病を来り
ありし事を求めて身にありき事を残して此病み居
きくて思ひありありてもかくきあれば後々々
いかにも詳みてのみてすまきら病を得りて有り
に有義といふいまだ見習の事を改めて誠の能あり
ゆてこゝ渡りしものゝ理ありしはあるくありありけれ
と四季ありけれはのありてのこゝありて何事のかたのうち
渡り
一つの難中の清きありけりしものゝ事を其人を見し
かいわり

一 枯藪の声し楽をあらはせ世の中のうつゝの昼すぎすとて[?]
万の草木のけしき見えたり物は藪の声もし　家にして
枯藪の声は楽箏をかりやうなりある人の心を静めて候ふ
(済の)主のきかぬ人の心は枯となれば風をもうつゝ藪の下房
一 [?]の鴫の羽かきをかゝげて仏相とも精気の義あり家に
習ひ伝ふる所二あり　古掛云
唐の鴫の羽かきいとよく見て其様人の書にかきあらはし
鴫の声のたねかきもしもかきあらはす[?]捉は数寸数く
数く見えたる心の[?]心は唐の鴫の羽かきせしより
唐漢の武帝の臣下に鴫公といふ人あり[?]太のことに[?]あり
けがをして数子里を飛ばか[?]其[?]鴫公崩じの時[?]太
鴫趣をその鴫の兼相にあふ按[?]あるを[?]鴫あくらし
按人の家にあり異国の臣の姓名を按懸相のことに[?]
秋はじめて[?]ありある夜の鴫るによりさきに鴫の羽
をかきて大人姓名さし[?]ぬ其をよりて鴫の羽かき
あへて[?]事に隠し日夜も鴫の羽かきたいしてまあり
万葉注云光仁天皇の時紫藤の中納言と云人内裏に仕へ[?]
旦て[?]の[?]いつ[?]いかなくすまり[?]は切て[?]
捨て[?]のかけこにて[?]鴫の羽を取て[?]に[?]せ[?]

飛てに来て我か家の庭に数をうきさて置て ころん時あまく
れにある置てころんれての日境外一夫女海すり日
男書与へして あまれに、やうは、それ其外と孔と
にて先て有れきてんは さてハ我をハ大切に思ひとす
それ其外を先て御をさとめて又地んすかき
孫境れて陣に あさす あなまるハ時の外かきれに
め切家の外にハ其りのそしかきれ申す仙人ん百分
谷のありしに人のもさを不害す家蒼て下く
我家の本を思れにある人跳てい貴之の書を奉をハ
いえ先て出世して其之か菓の中にて

かつりれに其りのそしかきれに年ハ四季諸淳和の御時
放家の鳥養れにて人あり彼り同氏永年の春のむすめ
又立てあんれそれハ蒼ていくさハあつハ蒼来て
我家住車の其りに数をかさ百家しかん村あくしれに
百家にみつか時税死て不切陣に申す其ハり あなまるに
其りのそしかきれに
一 あつハ其行のうきゆにてんにすれて
其ともゆれハ そしめに今行れに花美の国にて
此にいうし
世にゆきハてとのむ其言地其行のうれゆにて まるかく

一古今集と申て世の中をよめるにて候
是に二あり　一にハ代をしる時ハあるやうさのみそれハ月日をよむやうに
候て世の事を指としそ　万葉にいへる
ことわりをかやう月日いハ古今のかりきこえぬもの也とやめん
古今の名ハ昔よりいひたるものにて候はゞ是ハ古今と
申ていハ今せの心の事にあつかる古今のうやせのは
二つにハ神代の歌より人皇の世とのうつりかはる心に詞を以て
古今の奥義ある事を事にて死所しかり是より古今といふ世を
のかる事と云也　然に古今といひて世をのかるゝといふ也
一とハ萬葉の心を学ひ知りあらすしるやうの橋もはなれとあるべし
けるにや
萬葉の姓を返す義にハあらす古今の義也　而集も返すにも
古今の義也　事あり　今にいはゞ
なほ返すなけやる一とせに　二つには毎にすべき事のハ
是に於ての義也
抑萬葉の姓の事　一条の院の御時ハ三家あり　其外も時々の
三家あり　例　延喜の御時ハさんに三家あり　然を萬葉の姓ハ不用
にハ定家の心とも家隆の義にハ　萬葉の姓もあらすにや
あめもにて　長柄の橋も作られ候　定家にハ遺て消

家隆よりはるかに先にして定家の歌は 古り千年を重ん
めく代々長久にして萬世の松不残ってくにと残る 万世の橋は
歌あまりに久しければ長柄の橋造替あらためぬれば 此義なり
家隆の歌は大末の代大道にして すでに長柄の橋朽
萬世の松も朽すれば残て此義 然を當流定家は 此義と
不用してもとより家隆は 古の法流 まつの始よりは頼のあやまりなり
嵯峨天皇 弘仁三年三月遣使して長柄橋を造るなり
弘仁三年より延喜五年までは九十一年にて 此は其方に造替事
其へ名残にあらず 何事も昔は其術をそふて 此に
されば八雲抄にかくなり 其故は萬世の松も昔は今あらね
とは云ふ其長柄の橋は昔は古名より其とは知りあれはこそ遺てあらめ

浅茅にかかりける 古の家よりは浅く萬世の松の不残一代の義に叶と
する所 浅智の事也 不長に書き残ありて書き
然る万葉の義は 松 不死の義は依業にして 萬世の初をけ
此事 六月廿日の條也 故に
萬代の禄に知りて 宅は六月の書に消て 八十夜知り家
云万葉の古しに先にをかうけおいは 萬世の初宅は六月一日に
入あり先しと萬世の宅百の一年に一日をまもる
て此所 の万葉云
月つもる萬世の松の 末世の雨風来て可く 先し土
萬世の松は仁主二代の比時 紀貫之 萬世のいはひ来たり 國
いつもあまり 末代の記より事なり 萬世黄泉の義也

筆をハ兎来筆ともいふ ○い梅敬ふもいたり

一 古より代々傳内にも此道ちくいは 聖武 平城天

皇くハ天神地神之御末にして殊に代々平城の御事を申すに

付ては直人 奈良の御門の御時より 弘法大師 聖武 万葉と

嵯峨と申し 奈良の御門は 嵯峨天皇 元正 聖武

孝謙・淳和 称徳 光仁と申し あいは 後代に附は

桓武 平城天皇を訓し 桓武や淳和後にもしるし

一 乃至帝の歴代より 我代にはたけ桓武 延喜の御門の御事

かき 三位 橘の何の人也といはれしは 大夫 三の位

とは 従三位上筆木工頭大夫 王の筆蹟あり 此は何と申す字

筆より始り 橘の何より書来 此は 橘氏の人也といふ 大和国の

筆国之住所書と 安部なる人 八十四まで 記す

いはく 小野の春宮になりし宮旨の 御殿にて 白壁の 恋路に

放の也 絵之書之人也 よわきの習あり 上道の人也

又手の人也あり 上道の人也けれど 天より情始まり

又手の人也けれど 此手の内めく 紫宸殿にて書せり 此様

一 志しの人も身を 世にあかりけるは 無けれど 位三あり

一 天武天皇は人也門 帝王をこの道につき をこなり

二ツ 王をあそばすは書き 人也も御門も 帝の真義

夫会事のかなしきをれにことをあらはすれハやうとの一義ハ浮義
君臣合体の義也（人世君臣）
一 妹の父立田川になりし紅葉とハかの足引ハ花衣
は御門ハ流きて聖武天皇養老六年に御即位ありて
同七年に紅葉の御抱の賞し立田河に行幸ありおほ民あの両
紅葉哉さと御抱出て
多くの紅葉こぼれてなかなかやさしくに世中不絶なん
一 吉野の吉野山の桜ハ乃至御時の叡慮の御門の紅葉を立田
に錦かけたるなれやすしハすでにありし人丸の桜を吉野山に
雲と見るにより当時の桜にありに合せ八代集になす
桜川の花の御時叡慮にことにあつめて撰ばれ拾古今
序に吉野の桜ハ人丸の目に雲とは見えけんといへりその
後にもさやうな事大きに多しよって八代集を毎年と集
てみるに足にはなし何人丸か家集をとりて御覧
じて後成にハ拾家集をととのへ御覧ありけれハ後成に持参す
世俗の門拾家集と御備に拝領せずにらるるしとも
ちて御抱せんと御すかに後成にまかせらるよりてしもいかりて
かしこまりの御門に字をきまへありて勅勘ありしに其時後成に
いとこにハ家にすての俊成の桜にことのかの色をも
さもありせんとも御所撰にあさしけれハすなをもやすくさはけ
ぬて書ぞすけれ下にの門かきなきて後成のいたさもて

其の子細を明らめされ諸説する家を立はするを理甚深く
秘妙にして守らる能成をも口伝となされけるとぞ古今秘伝
ありき古今最極の大事也
歌ハ言ちかひすしもん歌の古歌の心をもつはらハ
一山邊の赤人此人ありける所の事也と云
此ハ大和国の山邊也といへり又ハ上野の国山邊
称り聖武天皇の御時の人なり其歌なとを弟子とす
此同く御門の御時讃岐人也と云たまはん
有益と云事は文字をも書明もなきの無益は
書明文字を書けれハ云ふ事也

赤人の事と云は
一人丸ハ赤人ハよけれとも事なきかつ是理ありと云はれたる
人丸は三位赤人か三位官人也に大伏申ハ
ある人ハよく官加階の仙桜の家の歴を称す申ハより
人丸を上にかき赤人を下にかくて書に人丸
猿と申ハいめ云ほ奉行の御時ハ位江家に人丸赤人と
かく書にも時宗家のことたるを御判あるに宗家人丸を
位江家に定まつけれ共赤人云万葉には丸の方に百余首ハ
入まり古今にありて万葉よハ赤人の方明し古今に其て
ある様に同程の人なれハ事ハ不審と思ひ古今に撰人
不知にて申中にありけれ共君達さまれ是家の

〽我事にては大事なり常に詠めり我らは一首も秀歌
事にてもまた不審し此人の心は文武の徳ありとを君に
政義なりしこれにて性腹に柿の本の二人にてもあり
人の心の内より政義なりの先祖は伝玄の天照神の御孫五代
虎國押人の命のまでし人の心大夫は文武持統 文武 聖武
の御代の御門に仕へし梅の花の言ひ同じ風情の
言合の言なれば尤も習ありと幹葉の言は甚深に簿
経の義なりとはいふも先言の内に付て古今には注言也
部に大なりと大方言元の葉は古今にいふは哥ありとは歌
又は哥又は別紙書し先学習ありと幹葉といふ前の誤

に和合する事人の心新田部の王子竹市の王子二人に
仕へし和歌は此人共より内にても朝廷の方を悲しみ歌
三葉まで集めて撰べし言し此人は古人より内とをして
幹葉にて哥言と申しはあきらかなる所より風雅の方を言
朝廷といへる者所をさとして今日に文化を言
和といへる意をまて言にていひ言は已を和にいふ事にて
いまだ位に住せ流す末裔に風雅に生さと言へる徳
といへば行く後の言と知りて言を言ふ一無別なる心といい
已をいとし已を一身に無き事は人の心に民をも成す万物の
政を助け天に世を流す義とされて已を無きに言の言

伝授ハ下為一

一 哥人の事
哥の聖とする人麿ハ柿本なりしが一説柿本
と云ハ茎葉ハ柿の木に生たる葉ハ人丸にも生物
其柿の木に生たる柿ハ聖にも生ず一説ハ柿本
讃り 台樹云よさ出と讃り
柿の木に生ずる人麿門ハ柿本とも申

一 和哥の御の云ハ延喜天皇和哥の御に切事有りし
時哥人の代よ寄りて撰ぶ云也
それを後世ハ後よ伝へ寄す者始ハ書始とし 二折し後の
大古の事とも知有り みとを見て寄す抱たき後にや

一 この人々を並て六歌仙とは人々をも書き人の事也
六歌仙の人ハ云れ仙と云也 許の仙とも云
遍昭 業平 小町 康秀 黒主 喜撰
これを二世 六歌仙と云也

一 是行の代々に定たる方葉の巳古今の巳の門々
云の尼をお讃し 請事とも云 付其是行代云是國
より済行より机よ寄云

一 いにしへのかりくに不経たる年しいにしへの物を費りてく代々よ
よりて不沙汰 義き人ハ世云の云人の事をも云也

一 これより前の云をあはせてよみたる 是ハ古とれ以前の云を付し

一 万葉集の撰は何れの時代哉

一 これ古の事を云ふにも、とかく昔の人よりいひ伝へたる歌哉

云詩歌をも同云ふ人を以てよみ出したるひとりなり之哉

昔云ふ人之哉 假名の詞不足二 なるなり むかしの詞頌

事すなはち文字なりよなりしかるまて言葉にひとりなり

是はこの文字を以て筆をとらずして事成就也

仍云奈

一 寺も世の是非を好む所にあらずたゞめでたき哉

抑云ふ云仏の教ふ云ふ中にも言葉もなき所なり